

砂川事件裁判国家賠償

請求訴訟ニュース

2019年7月1日発行

【第1号】

第1回口頭弁論 開かれる

第2回口頭弁論は 10月2日(水)14:00～ 東京地裁第103号法廷

第1回口頭弁論と報告集会には本当にたくさんの方々に来ていただき、誠にありがとうございました。引き続き、第2回口頭弁論にもお誘い合わせの上、傍聴ご参加下さい。よろしく願いいたします！！

◆傍聴席は満席に◆

6月12日14時から東京地裁第103号法廷で開かれた第1回口頭弁論は、100名の傍聴者の熱気で埋め尽くされていた。満席のため傍聴できなかった人も、席を他の人に譲った会員を含めて40人程いたと思われる。14時、開廷。傍聴席から向かって左側が原告団。前列には武内更一、細川潔、山田智明各弁護士、後列に土屋源太郎、坂田和子の両原告が、中央の陳述台を挟んで法務局からの国側の代理人2名と対峙するように内側を向いて座る。中央には大嶋洋志裁判長、両側に斎藤学、上村江里子の各陪席裁判官。満席の傍聴席に驚いたのか、大嶋裁判長の両目が一瞬大きく見開かれ緊張が見られた。

◆弁護団による口頭陳述◆

まず、弁護団による訴状の口頭陳述で、武内弁護士が立ち上がり、砂川事件の背景から、事件の概要、駐留米軍は違憲であるとした一審伊達判決が、日米安保改定を目指していた日米政府に与えたであろう影響、そして最高裁判決による一審破棄、近年になって、当時の田中耕太郎裁判長が米大使らと裁判情報をやりとりしていたことを示す、米国公文書が発見されたことを受けての再審請求といった一連の流れ、そして今回の国家賠償請求訴訟の内容とその法的根拠について、熱弁を振るった。

続いて細川弁護士が、この国家賠償請求訴訟の重要なポイントである田中耕太郎裁判官が米側に伝えた裁判の進め方と結論の見通し、それが「公平な裁判所」の裁判を受ける権利を侵害するものであったことを力強く語った。

最後に山田弁護士が、問題となるであろう除斥期間と消滅時効が、再審請求事件の確定時期および重要証拠である米国公文書が長らく非公開であったことから、本訴訟には適用されない理由を明快に述べた。

◆坂田原告の意見陳述◆

続いて、原告の意見陳述。坂田原告が、砂川事件被告であった父・故坂田茂氏の逮捕・起訴がその後の一家の暮らしを激変させ、不安定なものにしたこと、2008年以降相次いで発見された米国公文書への驚き、また司法を揺るがす密談という事実に対する

